

足湯清掃業務内容

- 1 ふれあいの郷足湯の環境美化及び安全管理を図るため業務の内容を規定する。
- 2 業務内容は、下記のとおりとする。
 - ・すのこ床及び腰掛け部分のモップ掛け、足湯槽内の清掃、みかげ石部分の雑巾掛け、足湯内周辺ゴミ清掃を行う。
 - ・温泉排水バルブ閉め作業を行う。
 - ・温泉注ぎバルブ開け作業を行う。
 - ・西側門扉施錠開け作業を行う。
- 3 業務日及び時間及び人員
 - ・ふれあいの郷開館日とする。ただし、毎月第2木曜日及び給湯設備の点検の初日から2日間は休業日とする。
 - ・1日あたり1時間とする（午前9時～10時）。
 - ・作業人数は1人とする。
 - ・各月の業務日数は下記のとおり。

月	日数
4月	20日間
5月	18日間
6月	20日間
7月	21日間
8月	19日間
9月	18日間
10月	21日間
11月	16日間
12月	19日間
1月	18日間
2月	17日間
3月	20日間
合計	227日間

- 4 受注者は、作業中であっても非常事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合には直ちに作業を中止し、利用者の安全を確保すること。
- 5 受注者は、発注者から作業の中止を指示されたときは、これに従わなければならない。
- 6 受注者は、作業中に村有の備品または施設を破損した場合は、速やかに発注者に報告し、

現状に復旧すること。

- 7 受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、速やかに報告し、指示を受け処理するとともに、書面にて詳細を記し任意事故報告書を提出するものとする。
- 8 事故等に十分注意して作業を行なうこと。
- 9 作業が完了したときは、任意完了報告書を提出するものとする。
- 10 この仕様書に定めのない事項、または疑義の生じた場合は相互協議して定めるものとする。